

第16号議案

品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例

品川区女性福祉資金貸付条例（昭和50年品川区条例第26号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による廃止前の品川区女性福祉資金貸付条例第10条の規定により貸付けを決定した女性福祉資金に係る限度額、据置期間、利率その他の取扱いについては、なお従前の例による。

（説明）女性福祉資金の貸付制度を廃止する必要がある。